

公金詐欺等の不祥事発生に伴う
再発防止に関する計画

平成21年6月

みなべ町職員不祥事再発防止対策委員会

目次

- I はじめに . . . p.2
- II 不祥事発生 の概要 . . . p.3
- III 本計画における基本的な視点 . . . p.4
- IV 不祥事発生 の原因分析と課題の整理 . . . P.4
- V 今後の取り組み（再発防止対策） . . . p.5
- VI その他（取り組み経過等） . . . p.6

I はじめに

平成21年2月、本町職員が公金を詐欺・詐取するという不祥事が発覚し、町民の皆様の信頼を大きく損なう結果となった。

この度の不祥事が発生した原因として、当該職員の公務員としての倫理意識の欠如はもとより、こうした事態を未然に防ぐことができなかった組織や職場風土、システムについても問題があると認識し、速やかに対策を講じ、その改善に取り組むこととした。

そのため、みなべ町職員不祥事再発防止対策委員会では、これまで、今般の不祥事が発生した原因の分析と課題の整理を行うとともに、再発防止対策について、協議・検討を重ね、こうした不祥事が二度と発生しないよう、今般、「公金詐欺等の不祥事発生に伴う再発防止に関する計画」を策定した。

平成21年6月

みなべ町職員不祥事再発防止対策委員会
委員長 みなべ町副町長 栗山光夫

II 不祥事発生の概要

(概要)

平成18年5月、みなべ町の住民環境課長と担当職員が共謀して、町が運営するごみ焼却場で使用する廃棄物を保管する鉄製の箱の購入に際して、実際は3個しか購入していないところを12個購入したようにして公金を詐取することを計画し、町内の廃棄物処理業者に話を持ちかけた。

住民環境課長と担当職員は鉄箱の代金支払いに当たって平成17年度予算を備品購入費に流用し、廃棄物処理業者は鉄箱12個分の請求を町に行って、平成18年5月31日に町から業者の口座に252万円の支払いをさせ、差額の鉄箱9個分の代金199万円を町から騙し取った。

平成20年10月、同様に住民環境課長と担当職員、廃棄物処理業者が共謀して、町営花卉団地の廃棄物処理工事で別の業者が処分した断熱材などに使うロックウール60立方メートルを前述の廃棄物処理業者が処分したように装い、町に架空の請求を行って、平成20年10月24日、町から業者の口座に63万円の支払いをさせ、同金額を町から騙し取った。

また、住民環境課長は平成20年3月、町のごみ最終処分場整備工事等の入札に際し、職務上の地位を利用して町内の建設業者に対して有利に取り計らう見返りとして、建設業者から50万円を受け取り、平成20年10月にも同建設業者から100万円を受け取った。

(職員の処分等)

みなべ町では職員の不祥事等による懲戒処分の規定を平成21年4月から施行する予定で作成検討を進めていたところであるが、事件発生時には制定、施行されておらず、処分に際しては和歌山県の懲戒処分規程等を準用し、みなべ町職員懲戒審査委員会(平成16年10月1日規則25号で設置)の審査を経て、地方公務員法第29条(昭和25年12月13日法律161号)の規定により、公金を詐取をした住民環境課の課長と担当職員を平成21年2月25日付けで懲戒免職とした。

Ⅲ 本計画における基本的な視点

本計画では、公務員としての倫理意識、組織やシステムなどの観点から不祥事の発生原因を分析し、速やかに必要な対策を講じることとする。

具体的には、次の「再発防止に向けた4つの柱」に基づき、本町のすべての業務において、再発防止対策を徹底する。

再発防止に向けた4つの柱 ～不祥事の根絶に向けて～

【柱－1】『公務員としての倫理と規律』

【柱－2】『風通しの良い職場風土』

【柱－3】『組織の活性化』

【柱－4】『事務遂行システムの改善』

倫理意識

職場風土

組織活性

システム

すべての業務を対象とした再発防止対策の徹底

Ⅳ 不祥事発生の原因分析と課題

今回の不祥事の発生原因の分析により抽出された課題について、上記4つの柱に分類してまとめる。

（課題1） 公務員倫理と規律に対する意識の欠如【柱－1 倫理意識】

今回の不祥事は、担当職員の公務員としての倫理意識の欠如が原因であることから、服務規律のより一層の確立に向け、一人ひとりの公務員倫理に対する意識改善が更に必要であること。また、公務員としての守秘義務を厳守するとともに、町民の誤解を招くような発言や行動は厳に慎まなければならないこと。

（課題2） 職員間の情報共有と相互チェック体制の改善【柱－2 職場風土】

担当者が行う事務に対する管理監督者による点検・検査が必ずしも十分に行われていない面があり、職員間の相互チェック体制を更に改善する必要があること。

また、広く情報公開を進めるためにも、職員が正しい情報を共有する必要があること。

（課題3） 担当業務の硬直化【柱－3 組織の活性化】

同一の職員が長期にわたり、同じ業務を担当することにより、業務が職員に任せきりにされていたため、他職員が事務の不適正を発見できず、非違行為が行われたこと。

(課題4) 会計出納業務における執行体制のあり方【柱-4システム】

今回の不祥事は物品購入において、随意契約による発注、納品の確認、支払事務が担当職員及び担当課長で処理されており、出納業務執行体制でのチェック機能が働かなかったこと。

V 今後の取り組み（再発防止対策）

IVの課題を解決するため、IIIに挙げる再発防止に向けた4つの柱に基づき、下記の対策を講じ、適正な事務遂行を図る。

【柱-1】 『公務員としての倫理と規律』

対策(1) 公務員倫理とコンプライアンスの充実

すべての職員を対象として、公務員倫理やコンプライアンスに関する研修プログラムなどを更に充実し、より高い倫理観のもとで適正な業務遂行が行われるよう、職員の意識向上を図り、公務員としてのより一層の規律の確立に努める。

- 職員倫理規程・服務規律を遵守し、自己研鑽に努める。
- 公務員倫理やコンプライアンスに関する研修プログラムなどを更に充実する。
- 業務遂行において、町民に対して説明責任があるという意識を徹底する。
- 個人の資質に依存するだけでなく、組織として内部統制の整備・運用を図る。

【柱-2】 『風通しの良い職場風土』

対策(2) 職員間の相互チェック体制の充実

管理監督者は、適正な事務分担のもと、担当職員が行う事務について定期的に点検・検査を行い、また庁内会議や庁内情報連絡システム等を活用し、よりコミュニケーションのとれた職場の風土づくりに努める。

- 管理監督者による十分な点検・検査を行う。
- 庁内会議、庁内情報連絡システムを通じて、職員相互のコミュニケーションの充実を図り、全職員が正しい情報を共有できるよう報告・連絡・相談等を励行する。

【柱-3】 『組織の活性化』

対策(3) 定期的な人事異動の実施

同じ業務内容への職員配置の長期化を解消するため、定期的な人事異動や課内での人事交流等を行い、より適正な事務分担の見直しを進めて、広い視野と見識を有する人材の育成を図る。

- 定期的な人事異動と課内での人事交流等の実施。
- 定期的な事務分担等の見直しにより、担当業務の硬直化を防ぐ。

【柱－４】 『事務遂行システムの改善』

対策（４）出納業務における執行体制の更なる充実

より適正な出納業務を行うため、下記のとおり執行体制を更に充実させる。

○支払行為における事実確認の徹底

一定金額以上の備品購入や修繕の支払い調書には、備品の写真や修繕前と後の写真を添付することとする。

一定金額以下で契約書を交わさない修繕料等の支払い調書には、発注及び請負の事実が確認できる書類（請書等）の写しを添付することとする。

事務処理の見直しにより、少額の物品購入等で支出負担行為と同時に支出命令書類を作成する場合は、管理監督者の発注承認の確認と、担当者の検収を請求書へ明示することとする。

○法令遵守と事務手続きの明確化

地方自治法を遵守し、町の財務規則の規定を明確に遂行していくための事務処理マニュアルを作成していく。

随意契約を行う場合には、町の「随意契約ガイドライン」に沿って事務を進め、地方自治法上での根拠を明確にすることとする。

事務手続きにおいて、経験豊かな複数の職員が決裁に係わる仕組みを構築する。

○内部監査機能の強化

公金だけでなく職員が取り扱う団体等の会計でも、監査を定めている団体においては監査内容がわかる書類を管理監督者に提出し、監査規約がない団体においては会計の内容を報告することとする。

現金を取り扱う事務については、現金の出金・入金状況について、複数の職員が定期的に確認し、その内容を管理監督者へ報告することとする。

VI その他（取り組み経過等）

- ・平成 21 年 3 月 2 日 第 1 回職員不祥事再発防止対策委員会
- ・平成 21 年 3 月 3 日 第 1 回事務事業執行体制整備部会
- ・平成 21 年 3 月 11 日 第 1 回職員倫理研修部会
- ・平成 21 年 3 月 19 日 第 2 回事務事業執行体制整備部会
- ・平成 21 年 3 月 26 日 職員倫理研修「公務員倫理と組織の危機管理」
- ・平成 21 年 4 月 1 日 みなべ町職員倫理規程、みなべ町職員綱紀委員会規程及び懲戒処分の基準を施行
- ・平成 21 年 4 月 20 日 第 3 回事務事業執行体制整備部会
- ・平成 21 年 5 月 26 日 第 2 回職員不祥事再発防止対策委員会